

一六五三年スイス農民戦争における 「農民同盟文書」の成立

—「ルツェルン草稿」と「ベルン草稿」—

岩井隆夫

問題の所在

I リーベナウによる「ルツェルン草稿(L)」

II ハラーによる「ルツェルン草稿(H)」

III 「ベルン草稿」

成果と課題

問題の所在

スイス農民戦争の過程で作成された「農民同盟文書」については、すでに多くの研究者によって以下に挙げる三つのことが取り上げられてきた。

第一に、1653年4月23日に都市邦ベルン内のズミスヴァルトで開催されたランツゲマインデ（農民集会）において「農民同盟」が結成され、その場で各地の農民代表により農民同盟文書の内容が議論されたこと、同月30日に同じく都市邦ベルン内のフトヴィールで開催されたランツゲマインデ（農民集会）における議論を経て、同年5月14日に同じくフトヴィールで開催されたランツゲマインデ（農民集会）において農民同盟文書の内容が承認されたこと¹⁾。

第二に、5月14日のフトヴィールにおけるランツゲマインデ（農民集会）での承認を受けて、農民同盟文書は同日以降の時点で、ベルン、ルツェル

ン、バーゼルおよびゾーロトゥルンの各都市当局に送付されたことから、作成された時点ではベルン版、ルツェルン版、バーゼル版およびゾーロトゥルン版の四つの原本が存在したと考えられること²⁾。

第三に、農民同盟文書の執筆者はハンス・コンラート・ブレンナー (Hans Konrad Brenner) であること³⁾。

さらに最近の研究によって、以下に挙げる三つのことが明らかにされた。

第一に、ルツェルン版、バーゼル版およびゾーロトゥルン版の三つの原本とルツェルン写本とベルン写本の二つの写本が現存すること⁴⁾。

第二に、四つの原本のうちベルンの都市当局に送付されたベルン版は、同年9月6日に執行された農民同盟指導者ロイエンベルガーの斬首刑の際に、処刑台にロイエンベルガーの首と共に釘で打ち付けられ、放置されたために現存していないこと⁵⁾。

第三に、同盟文書の原本および写本の諸版の異同を詳細に検討してみた結果、一方ではルツェルン版とルツェルン写本、他方ではバーゼル版、ゾーロトゥルン版およびベルン写本という、異なる文書作成環境から成る二つの系統の農民同盟文書が作成されたと推測されること⁶⁾。

これに対して、農民同盟文書がいつ、どのようにして作成されたかについては必ずしも十分に取り上げられてこなかった。

リーベナウ (Theodor von Liebenau) は主としてハラー (Gottlieb Emanuel Haller, 1735-1786) の資料に基づいてルツェルン農民代表団による草稿と覚え書きを取り上げた上で、1653年4月23日のズミスヴァルトにおけるランツゲマインデ (農民集会) において、ルツェルン農民代表団が提出した草稿に対してベルン農民代表団が異議を唱えたために、双方による議論を経た上で、宗教に関する条項の部分が修正されたことを指摘している⁷⁾。ただしリーベナウはハラーの資料を要約するにとどめたり、必ずしも転写という形をとっておらず、ハラーの資料や他の史料に遡ってリーベナウの叙述を確かめる必要がある。

ホーレンシュタイン (André Hohenstein) はルツェルン版を再発見し、

バーゼル版とルツェルン写本を発見した上で、ルツェルン写本はルツェルン版、ベルン版、バーゼル版およびゾーロトゥルン版よりも早い時点で作成されたことを指摘すると共に、さらに都市トゥーンが当初は農民同盟文書の誓約に名を連ねていたにもかかわらず、後になってリストから外れるに至ったことを指摘している⁸⁾。その上でホーレンシュタインは、4月23日から5月14日までの間に農民同盟文書の内容をめぐるかなりの議論がなされていたと推測している⁹⁾。ただしホーレンシュタインはその推測の根拠を示しておらず、ハラーの資料や他の史料に遡って農民同盟文書の作成の経緯を明らかにする必要がある。

本稿の目的は、リーベナウの研究やハラーの資料¹⁰⁾を手がかりとしながら、さらにその他の史料に遡って農民同盟文書が作成された経緯を明らかにすることにある。

I リーベナウによる「ルツェルン草稿(L)」

リーベナウはルツェルン農民代表団が提出した農民同盟文書の草稿を取り上げている¹¹⁾。この農民同盟文書の草稿を「ルツェルン草稿(L)」と呼ぶこととする。リーベナウの叙述に従えば、「ルツェルン草稿(L)」の内容はおおよそ以下の通りである。

第一に、盟約者団が数百年前に一緒に誓約した最初の盟約者団同盟を維持し、父祖の地における古き権利を刷新し維持すること (die alten Rechte im Vaterland erneuern und erhalten)、不正や苦難を排除すること、その場合に生命と財産と血をもって相互に庇護し保護することが誓約された。お上や当局に属することは彼らに送り届けられるべきであると同時に、臣民に属することは臣民に送り届けられるべきこと。しかしながらいつでもカトリックの信仰は優先すべきである。それ以外にあっては各人にその宗教にとどまりさせること (Jedoch soll alle Zeit der katholische Glaube vorgehen. Sonst lässt man jeden in seiner Religion verbleiben)。

第二に、われらが望んでいるのはあらゆる新たな不正な文書を取りやめることである。だが当局が臣民と対立に陥り、争いごとになるようなことが起きたならば、臣民は相互に去ることなく、良き契約により再び相互に和議を結ぶべきである。和議が不可能であれば、他邦の当局と臣民は協議し、当局も臣民も彼らの文書上の権利と自由を庇護し保護すべきである。良き警告により不正な党派は排除されるべきである。だが当局が外国もしくは土着の軍隊を臣民に差し向けようとするならば、臣民はこの企てを善良な意志によって撃退すべきであり、こうしたことが何ら役に立たなければ、われらの同盟誓約にもとづいて、農村において武器をもって打ち破るであろう。

第三に、都市もしくは農村において、もしある者もしくはその他の者が、たとえ誰であろうと、この行為や蜂起のために監禁されるならば、これについてはすべての者および各人は攻撃されたことになるのであり、約束に従って、武具と武器を以て捕虜に責任を果たす以外の事はあり得ない。このことを当局も臣民も果たすべきである。

この「ルツェルン草稿(L)」における三つの条項の文章と農民同盟文書¹²⁾の各条項の文章を比較対照してみると以下ようになる。

第一条項の文章は農民同盟文書における第一条項の文章にはほぼ対応している。ただし「古き権利を刷新し維持すること」という文は農民同盟文書の第一条項には見られず、農民同盟文書の前文の中に組み入れられている。また、「いつでもカトリックの信仰は優先すべきである。それ以外にあっては、各人にその宗教にとどまりさせること。」という文は、農民同盟文書の第一条項の文とはかなり異なっている。

第二条項は農民同盟文書の第二条項にはほぼ対応している。ただし軍隊について触れた部分は農民同盟文書の前文の中に組み入れられている。

第三条項は農民同盟文書の第四条項にはほぼ対応している。

リーベナウによれば、第一条項の宗教をめぐる文をめぐるルツェルン農民代表団とベルン農民代表団の間に激しい議論が展開された結果、

「至る所で宗教に異議を申し立てたり、害を及ぼしたりするものではないこと (allersits den Religionen unbegriflich und unschedlich).」という文に修正されたとされている¹³⁾。しかしながら、この修正された文とされている、「至る所で宗教に異議を申し立てたり、害を及ぼしたりするものではないこと。」という文は、農民同盟文書の原本のルツェルン版とルツェルン写本における、「こうしたことはすべての当事者の宗教に異議を申し立てたり、害を及ぼしたりするものではないこと。」という文とほぼ一致している¹⁴⁾。

以上のことから分かることは次の三点である。

第一に、「ルツェルン草稿(L)」が提出された時点では、農民同盟文書における第一条項、第二条項および第四条項の三条項のほぼ原型と思われる文章が成立していたと考えられること。

第二に、「ルツェルン草稿(L)」の第一条項における宗教についての文に対して、ベルン農民代表団から異議が申し立てられ、議論の結果、修正がなされたと考えられること。

第三に、宗教についての文に修正がなされた後の文章は農民同盟文書のルツェルン原本とルツェルン写本の文章とほぼ一致していること。

第三点について考えられることは、リーベナウの叙述の通り「ルツェルン草稿(L)」が提出された直後に農民同盟文書のルツェルン原本とルツェルン写本とほぼ同じような文に修正されたか、それとも、「ルツェルン草稿(L)」が提出された直後に修正されたのではなく、少し時間をおいて修正され、それを受けて最終的にルツェルン原本とルツェルン写本が作成されたか、あるいは場合によっては、リーベナウが「ルツェルン草稿(L)」が修正されたことについての叙述にあたってルツェルン文書館所蔵のルツェルン版とルツェルン写本の文章を参照したかのいずれかであろう。

なおリーベナウは「ルツェルン草稿(L)」の叙述について典拠を挙げていない。したがって、「ルツェルン草稿(L)」の内容については、リーベナウの叙述を他の史料などと対応させて検討する必要がある。

さらに農民同盟文書の草稿に対してルツェルン農民代表団が覚え書きを残していることをリーベナウは伝えている¹⁵⁾。

ルツェルン農民代表団として挙げられているのは、郡代官区ヴィリザウ (Willisau) 出身のプロヒェル (Fridlin Buocher) とヘラー (Hans Häller), 郡代官区ローテンブルク (Rothenburg) 出身のシュタイナー (Casper Steiner) とシュミードリ (Nikolaus Schmidli), 郡代官区ルスヴィール (Ruswil) 出身のフーバー (Hans Jost Huber) とブーヒャー (Hans Bucher) の計6名である。

この6名のうちプロヒェルとシュタイナーは農民戦争後、逮捕され、死刑に処せられている¹⁶⁾。またヘラーは永久追放されている (ewig verbannt)¹⁷⁾。

1653年4月23日のズミスヴァルトのランツゲマインデ (農民集会) の参加者リストはすでに取り上げたことがある¹⁸⁾。ここでは、その後補正したものを附表1として掲げることとする¹⁹⁾。上述の3名はいずれもこの参加者リストに入っている。

リーベナウの叙述にしたがえば、この覚え書きの内容は以下の通りである。

まず同盟の目的として、第一に臣民に対して外国の軍隊を使うのを妨げ、第二に当局と軍隊の間の争いに際してお上が相互に味方につくのを防ぐことを挙げている。その上で、次のようなことが述べられている。このような争いは将来に亘って当該の党派によってしか決着が付けられないであろう。場合によっては農民同盟によって決着が付けられるであろう。この同盟は父祖の地の全体にとって利益になるであろうし、当局にも臣民にも、神の権利によって彼らに帰せられる以上のものを与えないであろう。とくに民衆が外国の軍隊を防いで同時に囲壁を築くことを通して当局は利益を得るであろう。結論として、この覚え書きに署名する者はゾーロトゥルンの当局とその臣民がこの同盟を良きものと見なしたことを確証した、と述べられている²⁰⁾。

リーベナウはルツェルン農民代表団による覚え書きの典拠としてハラーの資料を挙げている²¹⁾。ただしリーベナウがハラーの資料から正しく引用しているかどうかについては確認しなければならない。

II ハラーによる「ルツェルン草稿(H)」

ハラーの資料の中には同盟文書の草稿と思われる資料が含まれている²²⁾。したがって、「ルツェルン草稿(L)」の他に、もう一つハラーの取り上げているルツェルン草稿があることになる。この草稿を「ルツェルン草稿(H)」と呼ぶことにする。

その内容はほぼ農民同盟文書の第一条項から第四条項までの内容とほぼ一致しており、農民同盟文書の第一条項から第四条項の原型と考えられる内容である。

第一条項とほぼ匹敵する内容の叙述では、次のように述べられている。

「そして主君とお上に属することはお上にとどまるように、農民に属することは農民にとどまり送り届けられるべきである。だが宗教は至る所で触れられることなく、異議を申し立てられることがないこと (vnnd was den herren vnnd oberkeiten gehört, solle den herren blyben vnnd werden was den buren gehört, solle auch den buren gebliben vnnd zugestellt werden, doch der religion zu aller syts vnberürt vnnd vnbe-griffen)。」

「主君とお上に属することはお上にとどまるように、農民に属することは農民にとどまり送り届けられるべきである。」という文は、農民同盟文書のルツェルン版やルツェルン写本における「主君とお上に属することは彼らにとどまり与えられるべきこと、農民と臣民に属することはわれらにとどまり送り届けられるべきこと (“dz waß den herren vnd oberkeiten gehört sol ihnen bliben vnd gäben werden, vnd waß vnß buren vnd vnderthonen gehörte, sol auch vnß bliben vnd zuogestellt werden” ; “dz waß den heren vnd obrykeiten gehört sol ihnen bliben, vnd gäben werden, vnd

was vns bauren vnd vnderthonen gehörte, sol auch vns bliben vnd zugestellt werden”)。』という文とはほぼ一致しているのに対して、バーゼル版、ゾーロトゥルン版およびベルン写本における「主君とお上に属することは彼らにとどまり与えられ、農民と臣民に属することはわれらにとどまり与えられるべきこと (“waß den herren vnd oberkeiten gehörte sol ihnen bliben vnd gäben werden, vnd waß den buren vnd vnderthonen gehörte, sol auch vnß bliben vnd geben werden” ; “waß den herren vnd oberkeiten gehört sol ihnen bliben vnd gaben werden, vnd waß den buren vnd vnderthonen gehörte, sol auch vnß bliben vnd gäben werden” ; “was den herren vnnd oberkeiten g’hört, sol jnen blyben vnd geben werden, vnndt was den puwren vnndt vnderthanen g’hört sol ouch vnnß blyben vnndt geben werden”)。』という文とは一致していない。

ではこの草稿は農民同盟文書の作成においてどのように位置づけられるであろうか。

「宗教は至る所で触れられることなく、異議を申し立てられることがないこと。」という文は、「ルツェルン草稿(L)」における文とは異なっており、「ルツェルン草稿(L)」とは異なる文書作成環境で作成されたと考えられる。この草稿の末尾において、1653年の4月30日のフトヴィールでのランツゲマインデのことが言及されているので、この草稿は5月1日から14日の間のいずれかの時期に作成されたと考えられる。

文脈から判断する限り、ルツェルン版やルツェルン写本と同じ文書作成環境において作成され、ルツェルン版やルツェルン写本の原型にあたりと考えられる。

ハラーの資料の中にはその他に、ズミスヴァルトにおけるランツゲマインデ（農民集会）参加者のリストと思われる資料がある²³⁾。このリストに基づいて作成したのが附表2である。

前掲の参加者リストとハラーによる参加者リストを比較対照してみると、ハラーによる参加者リストにおいては個人名がほとんど挙げられてい

ない反面、前掲のリストや農民同盟文書の原本末尾の参加地域リスト²⁴⁾にも挙げられていない、都市邦ベルン内の地名がいくつか挙げられている。

ルツェルン農民代表団の覚え書きはハラーの資料に含まれている²⁵⁾。すでに取り上げたリーベナウの叙述とハラーの資料を比較対照してみると、リーベナウはルツェルン農民代表団の覚え書きの内容を要約した上で叙述していることが分かる。

ハラーによるルツェルン農民代表団の覚え書きの内容はリーベナウの叙述の内容とほぼ同じであるが、以下に挙げる3点においてリーベナウの叙述と異なっている。

第一に、ルツェルン農民代表団6名の名前と出身地は覚え書きの末尾に挙げられている。

第二に、覚え書きの冒頭において、この文書は4月23日のズミスヴァルトのランツゲマインデ（農民集会）が開催されたことを受けて作成されたと述べられている。したがって、4月24日以降のある時点でルツェルン農民代表団の覚え書きは作成されたと考えられる。

第三に、4月23日にズミスヴァルトで開催されたランツゲマインデにおいてルツェルン農民代表団とベルン農民代表団の間で交わされた宗教をめぐる議論を受けて、「どの地もその信仰を維持すべきであり、どの地に対しても優先されることがあってはならない (jedeweders orth, solle synes glaubens halben zeblyben, vnd jhnen keins wegs fürzug gehalten werden)。」と述べられている。

この宗教をめぐる文はどのように位置づけられるであろうか。

まずこの文はリーベナウによるルツェルン草稿の文とも異なるし、リーベナウによるところの修正された文とも異なっている。

次にこの文は農民同盟文書の原本や写本の文とも異なっている。すなわち、ルツェルン原本やルツェルン写本では、「こうしたことはすべての当事者の宗教に異議を申し立てたり、害を及ぼしたりするものではないこと (“diß zu aller seyß den religionen vnbegriflich vnd vnschedlich” ; “dis

zu allersits den religionen vn begrifflich vnd vnschedlich”）。]となっており、バーゼル版やゾーロトゥルン版やベルン写本では「こうしたことはすべての当事者の宗教に害を及ぼしたり、異議を申し立てたりするものではないこと (“diß zu aller seyts den religionen vnschedlich vnd vn begrifflich” ; “diß zu aller seyts den religionen vnschedlich vnd vn begrifflich” ; “diß der religion vnschädlich vnd vn begrifflich”)。]となっているので、上述の文とは明らかに異なっている。

むしろこの文は「ルツェルン草稿(L)」の文を批判するような文脈となっている。すなわち、「ルツェルン草稿(L)」では、「いつでもカトリックの信仰は優先すべきである。それ以外にあっては、各人にその宗教にとどまりさせること。」となっているのに対して、この覚え書きでは、「どの地もその信仰を維持すべきであり、どの地に対しても優先されることがあってはならない。」として、カトリックの信仰を優先することに対する鋭い批判の文が対置されている。

はたして「ルツェルン草稿(L)」の文を批判するような文をルツェルン農民代表団が覚え書きとして提示したのであろうか。考えられるのは、ハラーがベルン文書館に所蔵されている史料を参照しながら覚え書きの叙述を行ったか、あるいはハラーが意図的にベルン農民代表団の意志を盛り込ませたかのいずれかではないであろうか。

ハラーの資料から推察されるのは以上の通りである。したがって同盟文書が作成された経緯を他の史料に基づいてさらに検討する必要がある。

Ⅲ 「ベルン草稿」

前述したズミスヴァルトにおけるランツゲマインデの参加者リストの次頁に一つの資料がある²⁶⁾。内容から推して、この史料は4月25日に同盟文書の草稿として作成されたと考えられる。この草稿を「ベルン草稿」と呼ぶことにする。

この「ベルン草稿」がいかにして、誰によって作成されたものであるかを裏づける史料は存在しない。にもかかわらず、草稿の文面から判断する限り、この草稿は1653年4月25日に都市邦ベルンからのランツゲマインデの参加者の一人によって、おそらくはベルン農民団に属する者か、もしくはベルン農民団から文書の作成の依頼を受けた人物により、4月23日のズミスヴェルトにおけるランツゲマインデ（農民集会）でのルツェルン草稿に対する批判や議論を踏まえた上で、作成されたと推測される。

「ベルン草稿」の内容は農民同盟文書の前文の内容の原型と考えられる文章が主であり、それに続いて農民同盟文書の第一条項の原型と考えられる文章が続いている。その文章の中に、「どの地も他の地の信仰に対しては異議を申し立てることなく、害を及ぼしたりするものではないこと (sölly ein yed widers ort dam anderen sin glouben vnberurt lasssen vnd vngeschulten)」という文がある。

この文はルツェルン版やルツェルン写本における文と一致している点が多い。すなわち、ルツェルン版やルツェルン写本では、「こうしたことはすべての当事者の宗教に異議を申し立てたり、害を及ぼしたりするものではないこと。」とあり、「ベルン草稿」の文と似通っている。

したがって「ベルン草稿」は、前述の「ルツェルン草稿(H)」を経てルツェルン写本やルツェルン版に至る文書作成環境で作成されたと考えられる。

成果と課題

農民同盟文書の成立をめぐる資料や史料について検討した結果を整理すると以下ようになる。

第一に、資料や史料のあり方という点からすると、「ルツェルン草稿(L)」や「ルツェルン草稿(H)」やルツェルン農民代表団による覚え書きについては原本と思われる史料が現存しないのに対して、「ベルン草稿」の原本

と思われる史料だけが現存していること。

第二に、資料についての叙述という点からすると、ルツェルン農民代表団による覚え書きについての叙述はリーベナウとハラーでは相違している点が多い。リーベナウはルツェルン写本やルツェルン版を参照しながら、「ルツェルン草稿(L)」やルツェルン農民代表団による覚え書きについての叙述をしていると推測されるのに対して、ハラーはベルン草稿やベルン写本を参照しながら、「ルツェルン草稿(H)」やルツェルン農民代表団による覚え書きについての叙述をしていると推測されること。

第三に、資料や史料における宗教をめぐる文のあり方に焦点を当てて、農民同盟文書作成の時間的な経過を辿ってみると次のようになる。

まずルツェルン農民代表団が「ルツェルン草稿(L)」を提出し、カトリックの信仰を維持するという点についてベルン農民代表団から反発や批判がある。その際のベルン農民代表団の意識の底流にはカトリックの信仰に与するという評価を下されることに対する強烈な抵抗意識があったとされている²⁷⁾。これが「ベルン草稿」の文面に反映されている。

次に、「ベルン草稿」における文は「ルツェルン草稿(H)」を介してルツェルン写本やルツェルン版における文とほぼ一致していることから、ズミスヴァルトの農民集会の直後の4月25日に作成された「ベルン草稿」を踏まえて、5月1日以降、5月14日までの段階でルツェルン写本やルツェルン版が作成されたと考えられる。その作成過程のある時点においてルツェルン農民代表団が覚え書きを作成したと考えられる。

ところが「ベルン草稿」における文は、「どの地も他の地の信仰に対しては異議を申し立てることなく、害を及ぼしたりするものではないこと。」であるのに対して、ルツェルン写本やルツェルン版における文は、「こうしたことはすべての当事者の宗教に異議を申し立てたり、害を及ぼしたりするものではないこと。」である。「信仰」という語句が「宗教」という語句に代わっているのは、「ルツェルン草稿(L)」で「宗教」という語句が用いられていることから推して、ルツェルン写本やルツェルン版の作成の

最終局面においてルツェルン農民代表団の意向が働いたと考えられる。

最後に、ルツェルン写本やルツェルン版における文は、「こうしたことはすべての当事者の宗教に異議を申し立てたり、害を及ぼしたりするものではないこと。」であるのに対して、バーゼル版やゾーロトゥルン版やベルン写本では「こうしたことはすべての当事者の宗教に害を及ぼしたり、異議を申し立てたりするものではないこと。」となっているのは、ルツェルン写本やルツェルン版が作成された後で、ベルン農民代表団の意志が働いてベルン版やバーゼル版やゾーロトゥルン版が作成されたと考えられる²⁸⁾。

以上の検討結果からどのようなことを導き出すことができるであろうか。

スイス農民戦争における農民同盟文書について草稿からの作成の経緯を辿ってみると、ベルン農民代表団とルツェルン農民代表団のどちらにも、統一された意志の表れとして「相互の宗教不干渉」という理念が当初から見られたとは言い難い²⁹⁾。

ベルン農民代表団およびルツェルン農民代表団は農民同盟という共通の目的に結集し、相互に対立する各々の意志を妥協させることにより、意図せざる結果として相互の宗教不干渉という理念が生みだされたと考えられる。

さらに農民同盟文書の作成についても、ズミスヴァルトやフトヴィールでの邦を超えたランツゲマインデ（農民集会）に結集した反乱農民の統一された意志の表れとしてではなく、むしろ両農民代表団の相互に対立する意志の妥協の産物として作成されたと考えられる。

ベルン邦およびルツェルン邦の反乱農民や農民代表団の相互に対立する意志が生み出された現実的根拠については、今後の検討課題とする。

注

- 1) Vock, Alois, *Der große Volksaufstand in der Schweiz oder der sogenannte Bauernkrieg im Jahre 1653*, *Helvetia*, 6. Bd., Aarau 1830, SS.235-241, SS.267-272, SS.297-301; *Ebenda*, 2. Aufl., Bern 1831, SS.203-209, SS.235-240, SS.265-269; Tillier, Anton von, *Geschichte des Freistaates Bern*, Bd. 4, Bern 1838, SS.166-168, SS.171-175; Der Bauernkrieg 1653, in: *Neujahrs-Blatt Der bernischen Jugend gewidmet für das Jahr 1850*, SS. 23-27; Bögli, Hans, *Der bernische Bauernkrieg in den Jahren 1641 und 1653*, Langnau 1888, SS.58-60, 63-65; Liebenau, Theodor von, Der luzernische Bauernkrieg vom Jahre 1653, in: *Jahrbuch für schweizerische Geschichte*, Bd. 19(1894), SS.288-301, Bd. 20(1895), SS.15-26; Utzinger, Walter, *Bürgermeister Johann Heinrich Wasers eidgenössisches Wirken 1652-1669*, Zürich 1903, SS.31-34; Peter, Gustav Jakob, *Zürichs Anteil am Bauernkrieg 1653*, 2. Teil, Zürich 1909, SS.23-27, S.45; Guggenbühl, Gottfried, *Der schweizerische Bauernkrieg von 1653*, Zürich 1913, SS.36-41; *Ebenda*, 2. Aufl., Zürich 1953, SS.36-42; Dierauer, Johannes, *Geschichte der Schweizerischen Eidgenossenschaft*, Bd. 4, Gotha 1912, SS.35-37; Rösli, Josef, *Die Bestrafung der Berner Bauern im Bauernkrieg 1653*, Bern 1933, S.20; Gauss, D. Karl, u. a., *Geschichte der Landschaft Basel und des Kantons Basellandschaft*, Bd. 1, Liestal 1932, S.781, S.783, S.785; Grüter, Sebastian, *Geschichte des Kantons Luzern im 16. und 17. Jahrhundert*, Luzern 1932-1945, SS.300-301; Gagliardi, Ernst, *Geschichte der Schweiz*, 2. Bd., Zürich / Leipzig 1938, SS.753-754; Mühlestein, Hans, *Der grosse schweizerische Bauernkrieg 1653*, Celerina 1942, SS. 295-319, SS.341-401; Kasser, Paul, *Geschichte des Amtes und des Schlosses Aarwangen*, Bern 1908, SS.219-220, SS. 223-229; *Ebenda*, 2. Aufl., Langenthal 1953, S.163, SS.166-171; Wahlen, Hermann, Niklaus Leuenberger, in: *Wir jungen Bauern*, Jg. 20, 1953, SS. 13-20; Wahlen, Hermann u. Jaggi, Ernst, *Der schweizerische Bauernkrieg 1653 und die seitherige Entwicklung des Bauernstandes*, Bern 1953, SS.52-60; Zingg, Eduard, *Olten im Bauernkrieg 1653*, Olten 1953, SS.23-24; Amiet, Bruno u. Sigrist, Hans, *Solothurnische Geschichte*, Bd. 2, Solothurn 1976, SS.340-341; Hostettler, Urs, *Der Rebell vom Eggiwil*, Bern/Bonn/Wien 1991, SS.367-374, SS.386-390, SS.420-430; Suter, Andreas, *Der schweizerische Bauernkrieg von 1653*, Tübingen 1997, SS.214-232, SS.611-612.
- 2) Amtliche Sammlung der ältern Eidgenössischen Abschiede, Bd. 6, Abtheilung 1, Frauenfeld 1867, S.166. Vgl. Widmer, Sigmund, *Illustrierte Geschichte der Schweiz*, 2. Bd., Zürich 1960, S. 219.
- 3) Staatsarchiv des Kantons [以下 StA と略記] Bern, B IX 476 (Turmbuch 1653-1656), SS. 45-48; Vock, a. a. O., SS.235-236; *Ebenda*, 2. Aufl., SS.203-204; Liebenau, a. a. O., Bd. 19, S.289; Rösli, a. a. O., SS.108-109.

- 4) Holenstein, André; Der Bundesbrief der aufständischen Untertanen im Bauernkrieg 1653, in: *Berner Zeitschrift für Geschichte und Heimatkunde*, 66(2004) [zitiert nachher als *Bundesbrief*], SS.32-43; Derselbe, Kommentierte Transkription des Huttwiler Bundesbriefes, in: Römer, Jonas (Hrsg.), *Bauern, Untertanen und <<Rebellen>> – Eine Kulturgeschichte des Schweizerischen Bauernkrieges von 1653* – [zitiert nachher als *Transkription*], Zürich 2004, SS.72-85.
- 5) StA Bern, B IX 476 (Turmbuch 1653-1656), S 44; Burgerbibliothek Bern, Mss. Hist. Helv. I 85, Calendarium Chrologicum, SS. 101-102; StA Solothurn, Kollegiatstift St. Leodegar in Schönenwerd, Nr. 3, Protokoll 2, 1639-1656, S. 215. Vgl. Iwai, Takao, Der Bundesbrief als eine historische Quelle – Ein Beitrag zur Geschichte des schweizerischen Bauernkrieges von 1653 – [zitiert nachher als *Quelle*], in: *Nagasaki Prefectural University Journal*, Vol. 39, Nr. 1 (2005), SS.2-3; 拙稿「一六五三年スイス農民戦争における『農民同盟文書』の歴史的意義」『長崎県立大学論集』, 39巻2号(2005年), 4-6頁; Iwai, Der Bundesbrief und das Netzwerk der Landsgemeinde im schweizerischen Bauernkrieg von 1653 [zitiert nachher als *Bundesbrief*], *Nagasaki Prefectural University Journal*, Vol. 39, Nr. 3 (2005), SS.5-7.
- 6) Iwai, *Quelle*, SS.37-38; 前掲拙稿, 7-20頁; Iwai, *Bundesbrief*, SS.7-10.
- 7) Liebenau, a. a. O., Bd. 19, SS.291-293. 但しリーベナウはハラーの資料の所在について明示していないため, 筆者がルツェルン州立文書館に資料の所在について問い合わせたところ, ハラーの資料はルツェルン文書館には所蔵されておらず, 現在はベルン市民図書館 (Burgerbibliothek Bern) に所蔵されていることをルツェルン州立文書館のヴァンナー氏 (Dr. Konrad Wanner) からご教示いただいた。さらにベルン市民図書館のブラウン氏 (Dr. Barbara Braun-Bucher) から, ベルン市民図書館に所蔵されているハラーの膨大な手稿資料のうちスイス農民戦争に関わる手稿資料が以下のような形で所蔵されていることをご教示いただいた。Burgerbibliothek Bern, Mss.h.h.III.7, S.517, Nachricht aus dem Wallis zur Kenntnis von Kriegsvorbereitungen, ohne Datum; Mss.h.h. III.7, SS.579-581, Tagung eines Ausschusses in Sumiswald, 23. April 1653, gezeichnet Friedli Bucher und Hans Heller aus dem Amt Willisau, Kaspar Steiner, Nicolaus Schmidli aus dem Amt Rotenburg etc.; Mss.h.h.IV.47, SS.134-135, Sammlung obrigkeitlicher Ordnungen: Missiv an Bürgermeister Waser von Zürich über die drohenden Bauernunruhen 1653 in Bern, Luzern und Solothurn von Wolfgang Meyer, Domprediger in Basel; Mss.h.h.VI.97, SS.163-166, Schreiben eines getreuen, eyferigen Eydgenössischen Patrioten, welcher woll für ein Prophet zu halten ist, 8. Oktober 1653.
- 8) Holenstein, *Bundesbrief*, S.32-36; Derselbe, *Transkription*, SS.72-77.

- 9) Holenstein, *Bundesbrief*, S.35; Derselbe, *Transkription*, S.76
- 10) その後筆者が直接にベルン市民図書館で調査したところ、農民同盟文書に関するハラーの資料は以下の通りに所蔵されていることが確認された。これらの資料はすべて内容から推して資料名を付した上で、筆者により転写されている。Burgerbibliothek Bern, Mss.h.h. III.7., Haller's Kollekt Diplom. XXVII, SS.565-566 [zitiert nachher als *Die Teilnehmer an der Landsgemeinde in Sumiswald am 23. 4. 1653*], in: Iwai, *Die Manuskripte des Bundesbriefes im schweizerischen Bauernkrieg von 1653 – Ein Beitrag zur Geschichte der Verfassung des Bundesbriefes im schweizerischen Bauernkrieg* -, in: *Nagasaki Prefectural University Journal*, Vol. 40, Nr. 1 (2006), SS.13-14 (Beilage 1); Ebenda, SS.579-581 [zitiert nachher als *Das Komentar des Luzerner Ausschusses von Haller*], in: *Ebenda*, SS.14-18 (Beilage 2); Ebenda, SS. 575-576 [zitiert nachher als *Das Maunskript des Bundesbriefes von Haller*], in: *Ebenda*, SS. 18-20 (Beilage 3).
- 11) Liebenau, *a. a. O.*, Bd. 19 (1894), SS.291-292.
- 12) 以下で取り上げられる農民同盟文書の原本および写本については、筆者による転写と訳文を参照せよ。転写については、StA Luzern, Urk. 329 / 6065 [Das Luzerner Exemplar des Bundesbriefes], in: Iwai, *Quelle*, SS.4-10; StA Basel-Stadt, Urk. 3887 [Das Basler Exemplar des Bundesbriefes], in: *Ebenda*, SS.10-16; StA Solothurn, Urkundensammlung, Urkunde vom 4./14.5.1653 [Das Solothurner Exemplar des Bundesbriefes], in: *Ebenda*, SS.16-22; StA Luzern, Urk. 329 / 6066 [Die Luzerner Abschrift des Bundesbriefes], in: *Ebenda*, SS.22-30; StA Bern, AIV 183, SS.249-255 [Die Berner Abschrift des Bundesbriefes], in: *Ebenda*, SS.30-37.訳文については、[ルツェルン版], 前掲拙稿, 33-37頁; [ゾーロトゥルン版], 同上, 37-41頁; [バーゼル版], 同上, 41-45頁; [ルツェルン写本], 同上, 46-50頁; [ベルン写本], 同上, 50-54頁。
- 13) Liebenau, *a. a. O.*, *Bd. 19*, S.293.
- 14) 原文ではルツェルン版が“diß zu aller seyß den religionen vn begriflich vnd vnschedlich”, ルツェルン写本が“dis zu allersits den religionen vn begriflich vnd vnschedlich”となっている。
- 15) Liebenau, *a. a. O.*, *Bd. 19*, S.292.
- 16) StA Luzern, SA 460, fol.37v-38r.
- 17) Liebenau, *a. a. O.*, *Bd. 20* (1895), S.143.
- 18) StA Bern, A IV, 182 (Allgemeine Eidgenössische Bücher, C), S.515; 前掲拙稿, 表 2 (22-23頁)。
- 19) Iwai, *Bundesbrief*, Tabelle (SS.13-16).
- 20) Liebenau, *a. a. O.*, *Bd. 19*, S.292.

- 21) *Ebenda*.
- 22) Burgerbibliothek Bern, Mss.h.h. III.7., Haller's Kollekt Diplom. XXVII, SS. 579-581; *Das Manuskript des Bundesbriefes von Haller*, in: *Nagasaki Prefectural University Journal*, Vol. 40, Nr. 1 (2006), SS.18-20 (Beilage 3).
- 23) Burgerbibliothek Bern, Mss.h.h. III.7., Haller's Kollekt Diplom. XXVII, SS.565-566; *Die Teilnehmer an der Landsgemeinde in Sumiswald am 23. 4. 1653*, in: *Ebenda*, SS.13-14 (Beilage 1).
- 24) 前掲拙稿, 表1 (18頁)。
- 25) Burgerbibliothek Bern, Mss.h.h. III.7., Haller's Kollekt Diplom. XXVII, SS.575-576; *Das Komentar des Luzerner Ausschusses von Haller*, in: *Ebenda*, SS.14-18 (Beilage 2).
- 26) StA Bern, A IV, 182 (Allgemeine Eidgenössische Bücher, C), S.516; *Das Berner Manuskript*, in: *Ebenda*, SS.22-23 (Beilage 4).
- 27) Liebenau, *a. a. O.*, SS.296-297.
- 28) 筆者は前掲拙稿において、農民同盟文書の原本3通と写本2通の異同を検討することによって、ベルン版やパーゼル版やゾーロトゥルン版が作成された後で、ルツェルン写本やルツェルン版が作成されたと推測されたとした。前掲拙稿, 24頁参照。ところが、本稿において、ルツェルン草稿やベルン草稿を踏まえて農民同盟文書の作成の経緯を明らかにした結果、ルツェルン写本が先ず作成され、それに基づいてルツェルン版が作成された後で、ベルン版やパーゼル版やゾーロトゥルン版が作成されたと考えられる。
- 29) 踊共二氏は、農民同盟文書のルツェルン版における宗教をめぐる文を根拠に、スイス農民戦争における反乱農民には宗派至上主義の相対化の傾向が確認できるとしている。踊共二『改宗と亡命の社会史—近世スイスにおける国家・共同体・個人—』創文社, 2003年, 218-220頁。

附表 1

1653年4月23日のズミスヴァルトのランツゲマインデ（農民集会）への参加者

出身邦	名 前	出身地(邦)
Bern(BE)	Hans Berger	Steffisburg<BE>
	Christen Zimmermann	Steffisburg<BE>
	Ulrich Fahrni	Eriz<BE>
	Jakob Imhof	Wiedlisbach<BE>
	Hans Kenzig	Wiedlisbach<BE>
	Christen Ryff	Oberbipp<BE>

出身邦	名 前	出身地(邦)
Bern(BE)	Hans Rot	Niederbipp<BE>
	Niklaus Bucher	Attiswil<BE>
	* Hans Rüeeggsegger	Röthenbach<BE>
	Daniel Tschanz	Röthenbach<BE>
	* Uli Galli	Eggiwil<BE>
	Michel Aeschlimann	Blasen<BE>
	Bendicht Dällenbach	Signau<BE>
	Hans Jakob Würgler	Rued<AG>
	Hans Schürmann	Unterentfelden<AG>
	Rudolf Frey	Gontenschwil<AG>
	Peter Fällimann	Wittwil<AG>
	Hans Jakob Dubler	Aarburg<AG>
	Hans Hess	Brittnau<AG>
	Jaggi Schmied	Frutigen<BE>
	* Hans Riser	Oberried<BE>
	Joseph Hess	Herzogenbuchsee<BE>
	Hans Bühler	Madiswil<BE>
	Urs Rot	Thörigen<BE>
	Thomas Weyermann	Lotzwil<BE>
	Hans Gasser	Rütschelen<BE>
	Sebastian Herzog	Langenthal<BE>
	Hans Kachelhofer	Melchnau<BE>
	Hans Murgenthaler	Urwil<BE>
	Rudi Beck	Rohrbach<BE>
	Jakob Müller	Rohrbach<BE>
	Galli Bögli	Loch<BE>
	Hans Friedli	Bollodingen<BE>
	Hans Affolter	Koppigen<BE>
	Hans Kummer	Strättligen<BE>
	Hans Stampach	Ursenbach<BE>
	Klaus Wäber	Oppligen<BE>
	Hans Hummel	Kiesen<BE>
	Hans Heinrich	Affoltern<BE>

一六五三年スイス農民戦争における「農民同盟文書」の成立
 — 「ルツェルン草稿」と「ベルン草稿」 —

出身邦	名 前	出身地(邦)
Bern(BE)	Hans Jakob Güder	Bannwil<BE>
	Christen Niedershuser	Eriswil<BE>
	Niklaus Rieser	Kleinen Emmental<BE>
	Joseph Kämpfer	Kleinen Emmental<BE>
	Christen Rothenbühler	Trachselwald<BE>
	Uli Pfister	Trachselwald<BE>
	*Daniel Küpfer	Pfaffenbach<BE>
	Hans Blaser	Lehn<BE>
	Ulrich Brand	Rüegsau<BE>
	Hans Sigenthaler	Aebnit<BE>
	Peter Dolder	Schangnau<BE>
	Melcher Käser	Huttwil<BE>
	Hans Grunacher	Diessbach<BE>
	Christen Dällenbach	Diessbach<BE>
	Uli Bachmann	Brenzikofen<BE>
	Niklaus Luginbühl	Oberhofen<BE>
	Andres Moser	Erlenbach<BE>
	Michel Luginbühl	Bowil<BE>
	Peter Künzi	Wyl<BE>
	Hans Bieri	Schönholz<BE>
	*Niklaus Leuenberger	Schönholz<BE>
	Christen Fahrni	Schangnau<BE>
	Peter Dolder	Schangnau<BE>
	Huber Hans Jost	Busswil<BE>
	Hans Bur	Busswil<BE>
	Hans Jakob Sägisser	Aarwangen<BE>
	Uli Stirnimann	Sumiswald<BE>
	Uli Schüppach	Biglen<BE>
	Andres Ellenberger	Walkringen<BE>
	Hans Grüssi	Walkringen<BE>
Jaggi Gammeter	Lützelflüh<BE>	
Uli Grimm	Emmental<BE>	
Luzern(LU)	*Caspar Udernärer	Schüpfheim<LU>

出身邦	名 前	出身地(邦)
Luzern(LU)	*Ulrich Dahinden	Schüpfheim<LU>
	Caspar Mumpf	Escholzmatt<LU>
	Niklaus Binder	Escholzmatt<LU>
	*Fridlin Buocher	Willisau<LU>
	Hans Häller	Rothenburg<LU>
	*Casper Steiner	Rothenburg<LU>
Solothurn(SO)	*Adam Zeltner	Niederbuchsiten<SO>
	Klaus Zeltner	Otten<SO>
	Hans Jakob Rauber	Egerkingen<SO>
	Jakob Strub	Trimbach<SO>
Basel(BL)	*Uli Gysin	Läufelfingen<BL>
	Isaak Bowe	Bretzwil<BL>
	*Uli Schad	Oberdorf<BL>

典拠) Staatsarchiv des Kantons Bern, A IV, 182 (Allgemeine Eidgenössische Bücher, C), S. 515; Staatsarchiv des Kantons Luzern, SA 460, Verzeichnuss der hingerichteten persohnen auss den zechen rebellischen empteren, undt verbandisierten auss der statt, wegen ihrer anstiftungen wider selbe ao. 1653; Vock, Alois, *Der große Volksaufstand in der Schweiz oder der sogenannte Bauernkrieg im Jahre 1653, Helvetia, 6. Bd.*, Aarau 1830, S. 518, SS. 533-534; *Ebenda, 2. Aufl.*, Bern 1831, S. 438, SS. 453-454; Bögli, Hans, *Der bernische Bauernkrieg in den Jahren 1641 und 1653*, Langnau 1888, SS. 56-58, S. 75; Liebenau, Theodor von, *Der luzernische Bauernkrieg vom Jahre 1653*, in: *Jahrbuch für schweizerische Geschichte, Bd. 20*, SS. 130-143; Rösli, Josef, *Die Bestrafung der Berner Bauern im Bauernkrieg 1653*, Bern 1933, SS. 98-218; Amiet, Bruno u. Sigrist, Hans, *Solothurnische Geschichte, 2. Bd.*, Solothurn 1976, S. 340, SS. 348-349; Hostettler, Urs, *Der Rebell vom Eggwil*, Bern/Bonn/Wien 1991, SS. 367-368; Landolt, Niklaus, *Untertanenrevolten und Widerstand auf der Basler Landschaft im sechzehnten und siebzehnten Jahrhundert*, Liestal 1996, S. 619; Suter, Andreas, *Der schweizerische Bauernkrieg von 1653*, Tübingen 1997, S. 282.

註) *を付した者は農民戦争敗北後、死刑に処せられた者を示す。

附表 2

ハラーの資料に基づく、1653年4月23日のズミスヴァルトの
 ランツゲマインデ（農民集会）への参加者

出身邦	名 前	出身地(邦)
* * *	Basel(BL) Isaak	Läufelfingen<BL> Bretzwil<BL> Oberdorf<BL>
* * * *	Solothurn(SO) Adam Zeltner Klaus Zeltner Hans Jakob Rauber Jakob Strub	Buchs[Niederbuchsiten]<SO> Olten<SO> Egerkingen<SO> Trimbach<SO>
* * * * *	Luzern(LU)	Schüpfheim<LU> Marbach<LU> Escholzmatt<LU> Willisau<LU> Rothenburg<LU>
* * * * * * * * * * * * * * * *	Bern(BE)	Wiedlisbach<BE> Oberbipp<BE> Niederbipp<BE> Attiswil<BE> Röthenbach<BE> Signau<BE> Biglen<BE> Höchseben[Hochstetten?] Wyl<BE> Münsingen<BE> Wichtrach? Kiesen<BE> Diessbach<BE> Langnau<BE> Trub<BE> Schangnau<BE> Lauperswil<BE> Ruderswil<BE>

出身邦	名 前	出身地(邦)
* Bern(BE)		Lützelfüh<BE>
*		Rüegsau<BE>
*		Niederfassli?
*		Isakringen[Walkringen?]
*		Trachselwald<BE>
*		Sumiswald<BE>
*		Eriswil<BE>
*		Huttwil<BE>
*		Melchnau<BE>
*		Wangen<BE>
*		Aarwangen<BE>
*		Aarburg<BE>
*		Gundeswil[Gontenschwil<AG>]
*		Rued<AG>
*		Unterfelden[Unterentfelden<AG>]
*		Lenzburg<AG>
*		Herzogenbuchsee<BE>
*		Madiswil<BE>
*		Müllschalen[Melchnau?]
*		Rohrbach<BE>
*		Bollodingen<BE>
*		Thörigen<BE>
*		Langenthal<BE>
*		Lotzwil<BE>
*		Ursenbach<BE>
*		Koppigen<BE>
*		Strättligen<BE>
*		Hoffoltern[[Affoltern?]
*		Bowil<BE>
*		Kleinen Emmental

典拠) Burgerbibliothek Bern, Mss.h.h. III.7., Haller's Kollekt Diplom. XXVII, SS.565-566.

註) *を付した者は付表1のリストにおいても言及されている者を示す。